

令和8年4月1日施行

## 「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例」

### 及び「同条例施行規則」が改正されました

改正により

①「ホテル又は旅館」及び「葬祭施設等又は納骨堂」は、

敷地から100m以内の住民等に対して説明会を行うことが義務付けられました。

②既存建物を特定用途建築物※のいずれかへ用途変更を行う場合、建築確認申請が不要な場

合も標識（建築計画のお知らせ）の設置や近隣への説明が必要になりました。

③説明会は、近隣の住民が参加しやすい場所や日時で開催することが努力義務となりました。

◆「葬祭施設等」については、「足立区葬祭施設等設置整備基準」も同時に改正されましたので、併せてご確認ください。

◆詳しい内容やご不明な点については、裏面【改正のイメージ】を参照の他、下記問い合わせ先までご連絡ください。

.....

#### ※ 特定用途建築物一覧

ホテル又は旅館	倉庫（住居系用途地域内 500㎡以上）
葬祭施設等又は納骨堂	自動車車庫（駐車台数20台以上）
大規模小売店舗（店舗面積500㎡超）	サイロ（高さ10m超）
レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリート製造場	廃棄物処理施設

#### 【お問い合わせ】

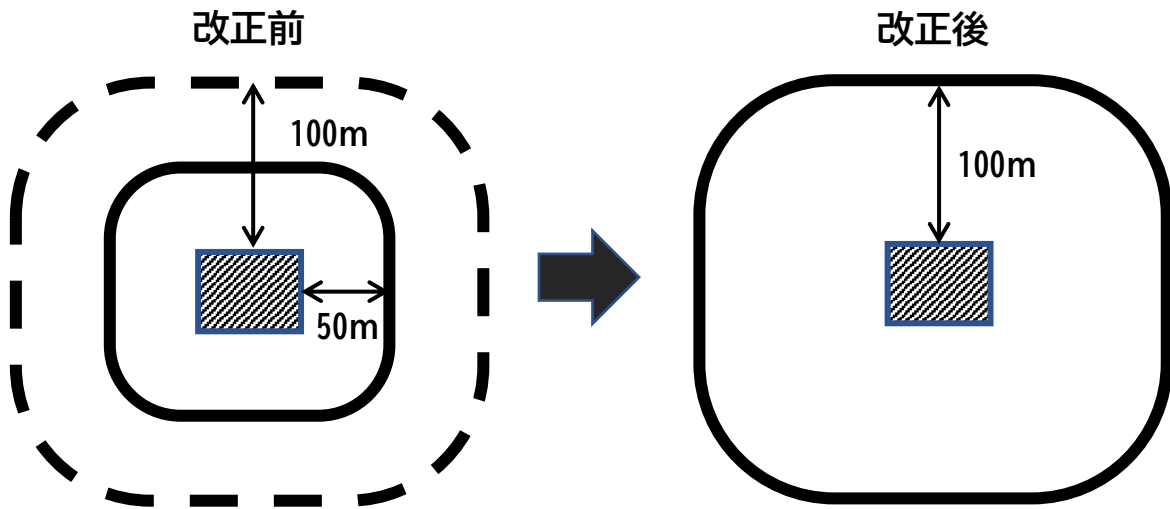
足立区都市建設部建築審査課 中高層建築担当

電話：03-3880-5945（直通）

メール：[kenchiku-shinsa@city.adachi.tokyo.jp](mailto:kenchiku-shinsa@city.adachi.tokyo.jp)

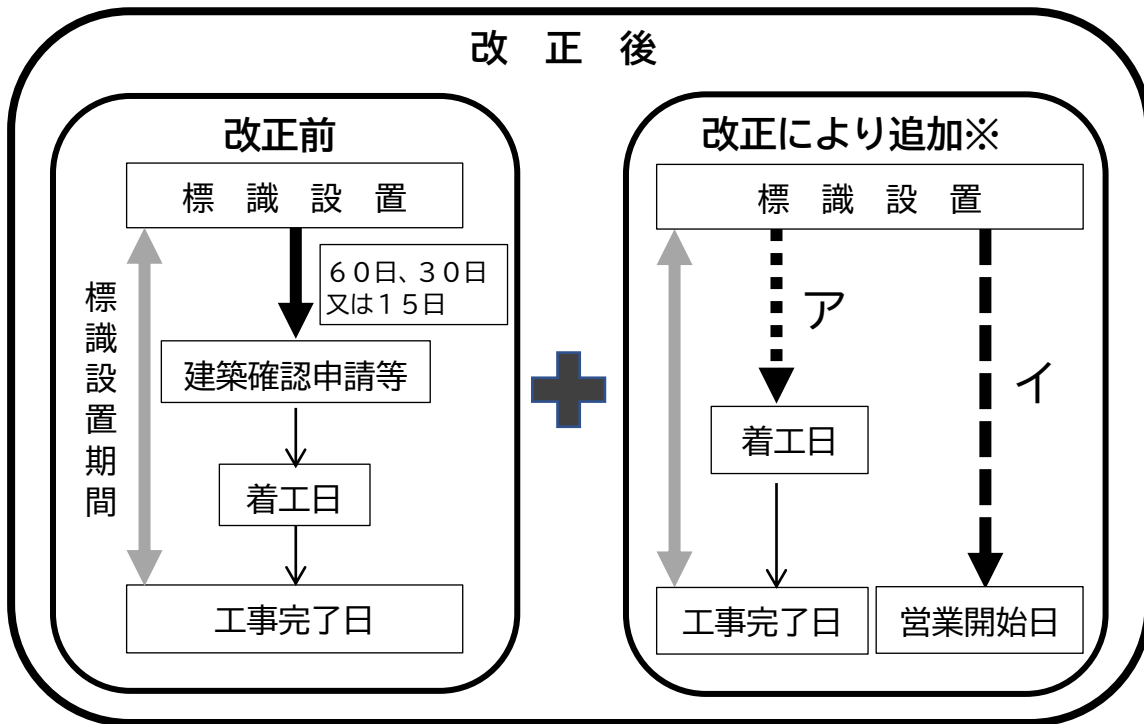
改正のイメージ

①



○	必ず説明を行う範囲
○ (○) の部分を除く	申し出があれば説明を行う範囲
■ (hatched)	計画敷地

②



※ 建築確認申請不要の用途変更に関する規定を追加  
 ア：改修工事を行う場合（60日又は30日）  
 イ：改修工事を行わない場合（60日又は30日）